

最低制限価格等の算定基準の改正及び労働関係法令遵守状況報告書の様式等について

1 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定基準の改正

国の低入札調査基準価格の算定基準が改正されたことを踏まえ、本市の低入札調査基準価格及び最低制限価格におきましても同様の改正を行います。

(1) 改正時期

平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

(2) 改正内容

低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定基準を別添のとおりとします。

2 公契約基本条例に基づく労働関係法令遵守状況報告書の様式等について

平成 28 年 3 月 31 日に労働関係法令遵守報告書の様式及び手続の詳細について定めた京都市公契約基本条例施行規則及び京都市公契約基本条例施行要綱を定めました。

本規則及び要綱については、京都市入札情報館のホームページにて公表しています。

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/info/info.htm>

なお、本報告書の提出は、平成 28 年 6 月 1 日以後に公告等を行った以下の公契約が対象となります。

○ 提出対象となる公契約

(1) 予定価格 5 千万円超の工事の請負契約

注 工事として発注した樹木維持管理、道路清掃等に関する業務委託を含みます。

(2) 予定価格 1 千万円超の役務（建物（建物に付属する設備を含む。）の保守若しくは管理、河川、建物、公園その他の施設の清掃、樹木の維持管理若しくは除草又は警備業法第 2 条第 1 項に規定する警備業務（同条第 5 項に規定する機械警備業務を除く。）に限る。）に係る委託契約

(3) 京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 7 条第 1 項に規定する協定

(1) 工事

	現行		改正後
営繕工事以外の工事	【範囲】 予定価格の75%～92%	→	【範囲】 予定価格の75%～92%
	【算定基準】 ①直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の80% ④一般管理費の55% } 合計額		【算定基準】 ①直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55% } 合計額
営繕工事	【範囲】 予定価格の75%～92%	→	【範囲】 予定価格の75%～92%
	【算定基準】 ① {直接工事費 - (直接工事費の10%)} の95% ②共通仮設費の90% ③ {現場管理費 + (直接工事費の10%)} の80% ④一般管理費の55% } 合計額		【算定基準】 ① {直接工事費 - (直接工事費の10%)} の95% ②共通仮設費の90% ③ {現場管理費 + (直接工事費の10%)} の90% ④一般管理費の55% } 合計額

(2) 工事関連の業務委託

	現行		改正後
測量	【範囲】 予定価格の3分の2～80%	→	【範囲】 予定価格の3分の2～80%
	【算定基準】 ①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費の40% } 合計額		【算定基準】 ①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費の45% } 合計額
土木設計	【範囲】 予定価格の3分の2～80%	→	【範囲】 予定価格の3分の2～80%
	【算定基準】 ①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価の90% ④一般管理費等の30% } 合計額		【算定基準】 ①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価の90% ④一般管理費等の45% } 合計額
地質調査	【範囲】 予定価格の3分の2～85%	→	【範囲】 予定価格の3分の2～85%
	【算定基準】 ①直接調査費 ②間接調査費の90% ③解析等調査業務費の75% ④諸経費の40% } 合計額		【算定基準】 ①直接調査費 ②間接調査費の90% ③解析等調査業務費の80% ④諸経費の45% } 合計額
補償調査	【範囲】 予定価格の3分の2～80%	→	【範囲】 予定価格の3分の2～80%
	【算定基準】 ①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価の90% ④一般管理費等の30% } 合計額		【算定基準】 ①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価の90% ④一般管理費等の45% } 合計額

※1 上記算定基準で算定した合計額にランダム係数（1.00から1.01までの範囲内で、0.001単位で無作為に抽出した数）を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り上げた額）に100分の108を乗じて算出します。

2 建築設計については、変更ありません。